

放課後こども教室 ICT システム運用業務委託
プロポーザル実施要領

令和8年4月

八潮市教育部社会教育課

1 目的

本実施要領は、放課後こども教室 ICT システム運用業務委託に当たり、安定的で機能的に優れたシステムの運用等を確保できる質の高い事業者を公募型プロポーザル方式により選定するための手続等に関し、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

放課後こども教室 ICT システム運用業務委託

(2) 導入期間 契約締結日から令和8年5月31日まで

(施設における利用環境の構築含む。)

運用期間 令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

(3) 場所

八潮市立松之木小学校

(4) 業務内容

別紙1「放課後こども教室 ICT システム運用業務委託仕様書」(以下、「仕様書」とする。)及び別紙2「要件機能一覧」のとおり。

(5) 実施形式

公募型

3 候補者の選定に係る事項

(1) 選定方法 (書類選考)

放課後こども教室ICTシステム運用業務委託事業者選定委員会 (以下「選定委員会」という。)において提出された申請書等による書類審査を行い、別紙3「放課後こども教室ICTシステム運用業務委託事業者選定要領」に基づき総合的に審査し、事業者を選定する。

(2) 選定結果と公表

事業者の決定は、令和8年5月上旬頃を予定しており、選定結果は応募法人等に文書で通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

4 応募資格

応募できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 法人税、消費税、法人事業税及び法人住民税の滞納がないこと。

(2) 八潮市の競争入札の参加資格を有すること。

(3) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しないこと。

- (4) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していない者であること。
- (7) 「八潮市建設工事等の契約に係る指名停止等に関する基準」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）、品質マネジメントシステム（ISO9001）又はプライバシーマークのいずれかの認証を取得していること。
- (9) 過去5年間以内に、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、群馬県、茨城県及び栃木県内の放課後こども教室または公立学童保育所において、本業務と同種サービスを導入し・運用している実績を有すること。
- (10) その他法令等に違反するものでないこと。
- (11) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。

5 提出書類等

(1) 提出書類

別紙4「放課後こども教室 ICT システム運用業務委託事業者公募に係る提出書類一覧」のとおり。

A4サイズの紙ファイルで綴じ込み、資料番号をインデックスで標示すること。

(2) 提出部数

正1部、副7部（副は複写可）の計8部提出すること。

※提出書類等に記載された個人情報については、放課後こども教室 ICT システム運用業務委託事業者選定の目的以外には使用しません。

6 申込み及び受付

(1) 実施要領の配布

① 配布期間 令和8年4月6日（月）から

令和8年4月24日（金）まで

② 配布場所 実施要領は、八潮市ホームページからダウンロードすること。

(2) 質問の受付

- ① 受付期間 令和8年4月6日(月)から
令和8年4月13日(月)まで
- ② 提出方法 質問票に記入のうえ、八潮市社会教育課のE-mailにて提出。
E-mailアドレス shakaikyoiku@city.yashio.lg.jp
- ③ その他 応募にあたり質問がある場合は、軽微な場合を除き、「質問書」(様式第5号)により行うこと。ただし、審査内容や評価項目に関する質問については回答しない。
応募に際しての質疑回答内容や応募期間中に応募者への連絡事項が生じた場合は、八潮市ホームページに掲載するため、定期的に確認すること。
(当ホームページの記載事項を確認しないことによる不利益については、一切責任を負わない。)

7 申請書類の受付

- (1) 受付期間 令和8年4月6日(月)から
令和8年4月24日(月)まで
(土・日・祝日を除く)
午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分まで
- (2) 受付場所 八潮市教育部社会教育課
- (3) 提出方法 申請書類は、八潮市社会教育課へ持参すること。
* 郵送による申請書類の受付はしない。
* 受付期間を過ぎたものは受理しない。
* 提出された書類等は返却しない。
* 本発注案件については、契約先決定後に提案業者から情報提供の希望があった場合、以下の項目について、情報提供を行う。
なお、情報提供は原則として電子メール等で行います。
- ① プロポーザルの参加業者数
 - ② 契約先業者名
 - ③ 契約金額
 - ④ 契約先業者の評価点の合計値
 - ⑤ 情報提供希望のあった業者の評価点の合計値
 - ⑥ 情報提供希望のあった業者の全体順位
- * 申請者は、書類の提出をもって本実施要領の記載内容を

承諾したものとみなす。

8 申込みの辞退

申請書類を提出後に辞退する場合は、「辞退届」（様式第6号）により申し出ること。

9 その他

- (1) 本プロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合のおいても、それまでに要した費用を当市に請求することはできない。
- (2) 市は、決定事業者において、以下の場合、決定を取り消す場合があり、事業者は、既に要した費用の弁済を求めることができないので十分注意すること。
 - ア 本実施要領に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき。
 - イ 予定していたスケジュールから大幅な遅れが生じるとき、あるいは事業実施の目処が立たなくなったとき。
 - ウ その他の事情により、業務遂行が困難と認めるとき。
 - エ 決定事業者が著しく社会的信用を損なう等により、運営事業者としてふさわしくないと認められるとき。
- (3) 運用開始日から運用できない場合、そのことにより生じる一切の責任や損害は、事業者が負担すること。
- (4) 事業者選定後、事業の実施を取りやめる場合は、必ず事前に市と協議のうえ、速やかに辞退届を提出すること。
- (5) その他必要に応じて、関係機関（官公庁、金融機関等）への問い合わせを行うことに了承できること。

10 実施スケジュール

実施内容	実施期間
実施要領の配布	令和8年4月6日（月）～令和8年4月24日（金）
質問の受付	令和8年4月6日（月）～令和8年4月13日（月）
申請書類の受付	令和8年4月6日（月）～令和8年4月24日（金）
結果通知	令和8年5月上旬頃
契約締結	令和8年5月中旬頃
運用開始	令和8年6月1日（月）

11 問い合わせ先

埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

埼玉県八潮市教育部社会教育課（市役所本庁舎4階）

電話 048-996-2111（内線357）

FAX 048-998-0828

メールアドレス shakaikyoiku@city.yashio.lg.jp